

令和2年 障害者のてびき 更新内容一覧

この一覧は、発行後(令和2年3月以降)の掲載内容に変更等があったものについて掲載しています。発行後の変更につきましては、出来る限り新しい情報への更新に努めておりますが、お気づきの点がありましたら障害福祉課までお知らせください。

(令和4年4月現在)

ページと項目	訂正内容																																																																											
P10～ P11	<p>障害程度別該当項目一覧表</p> <p>【訂正前】重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 →全項目△</p> <p>【訂正後】重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 →本文(P61)をご覧ください。</p>																																																																											
P30	<p>7. 身体障害者・知的障害者相談員</p> <p>【訂正前】</p> <p>■身体障害者相談員(平成30年4月～令和2年3月)</p> <table border="1" data-bbox="549 730 1099 875"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高橋 庄市郎</td> <td>台東区谷中7丁目</td> <td>3822-1340</td> </tr> <tr> <td>坂本 信江</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3872-3321</td> </tr> <tr> <td>野末 正之</td> <td>台東区清川2丁目</td> <td>3875-8089</td> </tr> <tr> <td>阪本 由起子</td> <td>台東区浅草6丁目</td> <td>5603-8016</td> </tr> <tr> <td>勝呂 みゆき</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3873-0073</td> </tr> <tr> <td>折山 曜三</td> <td>台東区根岸4丁目</td> <td>FAX 3871-9155</td> </tr> </tbody> </table> <p>■知的障害者相談員(平成30年4月～令和2年3月)</p> <table border="1" data-bbox="549 927 1099 1050"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石塚 泰子</td> <td>台東区松が谷2丁目</td> <td>3845-5637</td> </tr> <tr> <td>松本 澄子</td> <td>台東区谷中5丁目</td> <td>3827-5690</td> </tr> <tr> <td>米澤 芳美</td> <td>台東区花川戸2丁目</td> <td>3844-4804</td> </tr> <tr> <td>大島 千恵子</td> <td>台東区下谷3丁目</td> <td>3873-7528</td> </tr> <tr> <td>青木 京子</td> <td>台東区入谷1丁目</td> <td>3874-1237</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p> <p>■身体障害者相談員(令和4年4月～令和6年3月)</p> <table border="1" data-bbox="557 1151 1099 1283"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高橋 庄市郎</td> <td>台東区谷中7丁目</td> <td>3822-1340</td> </tr> <tr> <td>坂本 信江</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3872-3321</td> </tr> <tr> <td>阪本 由起子</td> <td>台東区浅草6丁目</td> <td>5603-8016</td> </tr> <tr> <td>勝呂 みゆき</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3873-0073</td> </tr> <tr> <td>折山 曜三</td> <td>台東区根岸4丁目</td> <td>FAX 3871-9155</td> </tr> <tr> <td>福田 治士</td> <td>台東区清川2丁目</td> <td>090-4811-9456</td> </tr> </tbody> </table> <p>■知的障害者相談員(令和4年4月～令和6年3月)</p> <table border="1" data-bbox="557 1330 1099 1424"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青木 京子</td> <td>台東区入谷1丁目</td> <td>3874-1237</td> </tr> <tr> <td>伊藤 玲子</td> <td>台東区三筋2丁目</td> <td>090-1707-1178</td> </tr> <tr> <td>飯塚 博美</td> <td>台東区日本堤2丁目</td> <td>3872-7170</td> </tr> <tr> <td>新井 亜矢子</td> <td>台東区清川1丁目</td> <td>080-8167-2605</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	住所	電話	高橋 庄市郎	台東区谷中7丁目	3822-1340	坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321	野末 正之	台東区清川2丁目	3875-8089	阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016	勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073	折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155	氏名	住所	電話	石塚 泰子	台東区松が谷2丁目	3845-5637	松本 澄子	台東区谷中5丁目	3827-5690	米澤 芳美	台東区花川戸2丁目	3844-4804	大島 千恵子	台東区下谷3丁目	3873-7528	青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237	氏名	住所	電話	高橋 庄市郎	台東区谷中7丁目	3822-1340	坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321	阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016	勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073	折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155	福田 治士	台東区清川2丁目	090-4811-9456	氏名	住所	電話	青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237	伊藤 玲子	台東区三筋2丁目	090-1707-1178	飯塚 博美	台東区日本堤2丁目	3872-7170	新井 亜矢子	台東区清川1丁目	080-8167-2605
氏名	住所	電話																																																																										
高橋 庄市郎	台東区谷中7丁目	3822-1340																																																																										
坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321																																																																										
野末 正之	台東区清川2丁目	3875-8089																																																																										
阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016																																																																										
勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073																																																																										
折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155																																																																										
氏名	住所	電話																																																																										
石塚 泰子	台東区松が谷2丁目	3845-5637																																																																										
松本 澄子	台東区谷中5丁目	3827-5690																																																																										
米澤 芳美	台東区花川戸2丁目	3844-4804																																																																										
大島 千恵子	台東区下谷3丁目	3873-7528																																																																										
青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237																																																																										
氏名	住所	電話																																																																										
高橋 庄市郎	台東区谷中7丁目	3822-1340																																																																										
坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321																																																																										
阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016																																																																										
勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073																																																																										
折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155																																																																										
福田 治士	台東区清川2丁目	090-4811-9456																																																																										
氏名	住所	電話																																																																										
青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237																																																																										
伊藤 玲子	台東区三筋2丁目	090-1707-1178																																																																										
飯塚 博美	台東区日本堤2丁目	3872-7170																																																																										
新井 亜矢子	台東区清川1丁目	080-8167-2605																																																																										
P37	<p>21. 東京都児童相談センター</p> <p>問合せ</p> <p>【訂正前】電話(5937)2314</p> <p>【訂正後】電話(5937)2317</p>																																																																											
P39	<p>25. 東京都難病相談・支援センター</p> <p>東京都難病相談・支援センター 所在地</p> <p>【訂正前】順天堂大学医学部附属順天堂医院1号館2階</p> <p>【訂正後】順天堂大学医学部附属順天堂医院1号館2階</p>																																																																											
P40	<p>1. 身体障害者手帳</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】3. 印鑑</p>																																																																											

ページと項目		訂正内容
P44	2. 特別障害者手当(国の制度)	<p>■手当額</p> <p>【訂正前】 月額 27,350 円(令和2年4月より。改定される場合もあります。)</p> <p>【訂正後】 月額 <u>27,300</u>円(令和4年4月より。改定される場合もあります。)</p>
P45	3. 障害児福祉手当(国の制度)	<p>■手当額</p> <p>【訂正前】 月額 14,880 円(令和2年4月より。改定される場合もあります。)</p> <p>【訂正後】 月額 <u>14,850</u>円(令和4年4月より。改定される場合もあります。)</p>
P47	6. 特別児童扶養手当(国の制度)	<p>【訂正前】 ■■額(誤植)</p> <p>【訂正後】 手当額</p>
P56	1. 心身障害者(児)医療費助成(㊦)	<p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 3. 印鑑(スタンプ印不可)</p>
P57	2. 自立支援医療(更生医療)	<p>■費用</p> <p>【訂正前】 ※高額治療継続者のうち「一定所得以上」の世帯…令和3年3月31日までの経過措置</p> <p>※育成医療の「中間所得層」の世帯…令和3年3月31日までの経過措置</p> <p>【訂正後】 ※高額治療継続者のうち「一定所得以上」の世帯…令和6年3月31日までの経過措置</p> <p>※育成医療の「中間所得層」の世帯…令和6年3月31日までの経過措置</p>
P61	8. 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	<p>【訂正前】 サービス回数</p> <p>4月から翌年3月の1年間に24回を超えない範囲で、月4回まで</p> <p>【訂正後】 サービス利用時間</p> <p>4月(又は利用登録月)から翌年3月の期間で、96時間を上限とする。</p>
P67	1. 補装具の購入・修理等	<p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p>
P68	2. 日常生活用具の給付	<p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 3. 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>7 拡大読書器 その他の要件</p> <p>【訂正前】 本装置により<u>文字</u>を読むことが可能になる方</p> <p>【訂正後】 本装置により<u>文字・画像情報等</u>を読むことが可能になる方</p>
P69	2. 日常生活用具の給付	<p>【訂正前】 10 ガス安全システム</p> <p>【訂正後】 10 ガス安全システム ●</p> <p>●…設置工事代は対象外です。</p>

ページと項目		訂正内容
P70	2. 日常生活用具の給付	【削除】 8 福祉電話
P71	3. 中等度難聴児発達支援事業(補聴器購入費の助成)	■手続きに必要なもの 【削除】 2. 印鑑(スタンプ印不可)
P73	6. 紙おむつ購入補助券の支給	■手続きに必要なもの 【削除】 印鑑(スタンプ印不可)
	7. 寝具乾燥・消毒サービス	■手続きに必要なもの 【削除】 印鑑(スタンプ印不可)
P74	8. 訪問入浴サービス	■手続きに必要なもの 【削除】 印鑑(スタンプ印不可)
P77	2. 身体障害者生活ホーム「フロム千束」(福祉ホーム)	【訂正前】 ■申請方法(一つ目) 【訂正後】 ■対象
P87	3. 緊急一時保護(区の精度)	【訂正前】 「ほおずきの家・ポテトの家」 【訂正後】 「ほおずきの家」
		■手続きに必要なもの 【削除】 2. 印鑑
P122	2. 都営交通(電車、バス、地下鉄)無料・割引	障害の区分 【訂正前】 原爆被害者(厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当受給者) 【訂正後】 原爆被害者(厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当 <u>等</u> 受給者)
		申請窓口 【手続きに必要な物】 【訂正前】 <新規> 1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書又は健康管理手当証書のいずれか <更新> 1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書又は健康管理手当証書のいずれか 【訂正後】 <新規> 1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書、 <u>医療特別手当証書</u> 、 <u>特別手当証書</u> 又は健康管理手当証書のいずれか <更新> 1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書、 <u>医療特別手当証書</u> 、 <u>特別手当証書</u> 又は健

ページと項目		訂正内容
		康管理手当証書のいずれか
P129	5. 駐車禁止等除外標章の交付	【追記】 問合せ ※5上野警察署
P134	3. 緊急通報システム	■手続きに必要なもの 【削除】 印鑑(スタンプ印不可)
P135	4. 火災安全システム	■手続きに必要なもの 【削除】 印鑑(スタンプ印不可)
P137	3 知的障害者の施設	【追加(3件)】 社会福祉法人清峰会 浅草みらいど「ユニバース」 所在地:台東区今戸2-14 電話:(6240)6244 提供サービス:生活介護
		社会福祉法人清峰会 浅草みらいど「ルーツ」 所在地:台東区今戸2-14 電話:(6240)6235 提供サービス:就労継続支援 B 型
		社会福祉法人清峰会 浅草みらいど「フォレスト」 所在地:台東区今戸2-14 電話:(6240)6248 提供サービス:グループホーム
P138	4 精神障害者の施設	【削除】 第3チェリーハウス
		【追加】 株式会社セルリラ manaby 秋葉原事業所 所在地:台東区上野3-3-4 JTTビル5階 電話:(5812)4080 提供サービス:就労移行支援
P139	5 身体・知的・精神障害者の施設	【訂正】 RECOVERY → on+ (名称変更)
		【削除】 SAKURA 上野センター

ページと項目		訂正内容
		<p>【追加】知的障害・精神障害対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人カハナ インテグレーションセンター上野 所在地:台東区日本堤1-26-9 晟洋ビル 電話:(6458)1342 提供サービス:自立訓練(生活訓練) 特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会 ふるさとホーム台東 所在地:東京都台東区 電話:(5824)0553 提供サービス:グループホーム <p>【追加】知的・精神・難病対象</p> <p>RESPEC 株式会社 respec 上野桜木 所在地:台東区上野桜木1-14-21 電話:070(8363)3433 提供サービス:自立訓練(生活訓練)</p> <p>【追加】身体・知的・精神・難病対象</p> <p>一般財団法人メルディア メルディアトータルサポート上野 所在地:台東区上野 6-2-14 喜久屋ビル 3階 電話:6284-4180 提供サービス:就労移行支援</p> <p>ありがとう 所在地</p> <p>【訂正前】 台東区蔵前4-16-3 東京靴会館ビル501</p> <p>【訂正後】 台東区三筋1-1-19 玉田ビル6階</p>
P140	6 障害児通所施設	<p>【削除】 ・「結ふる美谷東京」の「児童発達支援」 ・アビリティ上野</p> <p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設名:ファーストシーン夢くらぶ 浅草橋 所在地:台東区浅草橋 1-22-3 5階 電話:5687-5060 提供サービス:短期入所 施設名:ろぐ 所在地:台東区上野 7-13-6 上野Sビル2階 電話:6082-7015 提供サービス:児童発達支援・放課後等デイサービス
P141	2. 台東区内の施設マップ	<p>【削除】</p> <p>38 第3チェリーハウス</p> <p>47 SAKURA上野センター</p> <p>61 アビリティ上野</p> <p>【訂正】</p> <p>40 RECOVERY → 40 on+ (名称変更)</p>

ページと項目		訂正内容																														
146	身体障害者障害程度等級表	<p>【訂正前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級別</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0,01以下のもの</td> <td> 1. 視力の良い方の眼の視力が0,02以上0,03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0,04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの </td> <td> 1. 視力の良い方の眼の視力が0,04以上0,07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0,08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの </td> <td> 1. 視力の良い方の眼の視力が0,08以上0,1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの </td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級別</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0,01以下のもの</td> <td> 1. 視力の良い方の眼の視力が0,02以上0,03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0,04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの </td> <td> 1. 視力の良い方の眼の視力が0,04以上0,07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0,08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの </td> <td> 1. 視力の良い方の眼の視力が0,08以上0,1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの </td> </tr> </tbody> </table> <p>「視覚障害の4級の 1」も身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が1種となる障害です。</p>	級別	1級	2級	3級	4級	視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0,01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,02以上0,03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0,04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,04以上0,07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0,08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,08以上0,1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	級別	1級	2級	3級	4級	視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0,01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,02以上0,03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0,04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,04以上0,07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0,08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,08以上0,1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの										
級別	1級	2級	3級	4級																												
視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0,01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,02以上0,03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0,04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,04以上0,07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0,08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,08以上0,1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの																												
級別	1級	2級	3級	4級																												
視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0,01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,02以上0,03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0,04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/四指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/二指標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,04以上0,07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2. 視力の良い方の眼の視力が0,08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0,08以上0,1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの																												
148	身体障害者障害程度等級表	<p>【訂正前】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</td> <td></td> <td>呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>内部障害の「心臓機能障害4級」「じん臓機能障害4級」「呼吸器機能障害4級」も身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が1種となる障害です。</p>	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
P149	身体障害者障害程度等級表 心臓機能障害 備考欄	<p>【訂正前】 メースメーカー</p> <p>【訂正後】 ペースメーカー</p>																														

ページと項目		訂正内容
P156 ~158	6. 難病患者福祉手当(難病患者医療費成)の対象 疾病一覧(あいうえお順)	<p>【訂正前】 国の指定難病(333疾病)</p> <p>【訂正後】 国の指定難病(338疾病)</p> <p>対象疾病の追加(令和3年11月1日より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体) ・自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症(※) ・進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ・ネフロン癆 ・脳クレアチン欠乏症候群 ・ホモシスチン尿症 <p>※自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、指定難病(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合</p>
P160 ~161	7. 障害者総合支援法の 対象疾病(難病等)一覧 (アイウエオ順)	<p>対象疾病の追加(令和3年11月1日より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) ・自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症(※) ・進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ・ネフロン癆 ・脳クレアチン欠乏症候群 ・ホモシスチン尿症 <p>※自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、障害者総合支援表の対象疾病(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合</p>
P168	広告のページ	<p>ありがとう</p> <p>【訂正前】 台東区蔵前4-16-3 東京鞠会館ビル501</p> <p>【訂正後】 台東区三筋1-1-19 玉田ビル6階</p>